

# i. 有価証券新規上場申請書(1/3)

(所定様式)

有価証券新規上場申請書

年 月 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店又は主たる事務所の所在地

商号又は名称 印

代表者の役職氏名 印

当社は、貴取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その他諸規則等の内容を理解した上で、特例第110条第1項に従い、下記のとおり、新規上場を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 商号又は名称

2. 本店又は主たる事務所の所在地

(郵便番号 - )

電話番号: ファックス: 設立国:

3. 担当J-Adviser及び担当J-QS

担当J-Adviserの商号又は名称:

担当J-Adviserの本店又は主たる事務所の所在地:

担当J-QSの氏名:

担当J-QSの役職:

担当J-QSの電話番号:

## 特例法第110条第1項

新規上場会社は、上場の承認を申請する日の少なくとも10営業日前までに、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前において、当該上場会社が申請を行うものとする。

# i. 有価証券新規上場申請書(2/3)

担当J-QSの電子メールアドレス:						
4. 担当J-Adviserの事務連絡担当者						
氏名:						
役職:						
電話番号:						
電子メールアドレス:						
5. 申請者の事務連絡担当者						
氏名:						
役職:						
電話番号:						
電子メールアドレス:						
6. 新規上場申請に係る株券等の種類、発行数及び単元株式数:						
株券等の種類:	発行数:	単元株式数:				
7. 潜在株式の状況						
潜在株式の名称	取締役会決議日	発行人	転換又は行使できる期間	転換時又は行使時の払込金額	本転換分又は未行使分の数	本転換分又は未行使分の転換又は行使による株式総数
				円	株/個	株
8. 上場承認希望日						
9. その他確認事項						
(a) 金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(2)に規定するものを除き、上場しようとする株券等に譲渡の制限が付されていないこと、又はその見込みであること						
(b) 申請者が株式事務代行機関を設置していること、又はその見込みであること						

## 金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(2)

当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

## 株式事務代行機関とは

株式事務代行機関とは、株主名簿作成事務の、議決権・配当等株主に付与される各種の権利の処理について、会社からの受託を受けて行う機関を言います。

国内の申請会社は、上場にあたり、株式事務を規則上定められた株式事務代行機関に委任することが必要です。

# i. 有価証券新規上場申請書(3/3)

(c) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること、又はその見込みであること

以上

※1 本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。

※2 「7. 潜在株式の状況」について

- a 転換及び権利行使等によって交付される株式の種類が新規上場申請に係る株券等と同一のもののみ記載してください。
- b 取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権等の潜在株式の種類ごとに、上場申請日現在の条件を記載してください。

※ 本書類に記載の個人情報は、貴社と取引用の事務連絡に使用することを目的として提供を受けるものであり、それ以外の目的には利用いたしません。

## 指定振替機関とは

指定振替機関とは、上場会社の株式等に係る株券等をすべて廃止し、株券等の存在を前提として行われてきた株主等の権利の管理（発生、移転及び消滅）を、機構及び証券会社等に開設された口座において電子的に行う『株式振替制度』を、会社から委託され実施する機関を言います。



ちょっと新しい用語もありましたが、何とかかなりそうな気がします。次お願いします。